

申請が
必要です！令和3年度子育て世帯への
臨時特別給付
(支援給付金)のご案内

支給対象

中学生以下

令和3年
8月31日

高校生等

令和3年
9月30日

左記の日付より後の離婚等（離婚協議中含む）によって、現在児童を養育しているものの、一括給付金を受け取っていない方が対象

詳細は裏面の「よくあるご質問」をご覧ください。

(児童手当(本則給付)の支給対象となる児童の保護者の方で、まだ受給手続きを行っていない場合は)

2月中に児童手当の受給手続きを行ってください！

支援給付金ってなに？

新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、既に支給が進んでいる令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(一括給付金)を受け取れない方に対し、子育てを支援する目的で実施するものです。(一括給付金と同様に、所得制限があります。)

どう申請すればいいの？

申請書に必要事項を記入して、必要な添付書類と併せて裏面記載の事務局へ郵送にてご提出ください。
詳細はお問い合わせください。

支給額

対象児童
一人につき **10万円**

元養育者からすでに給付金の一部を受け取っていたり、児童のために費消されている場合はその額を差し引いた額

対象児童

一括給付金の
対象と同じ

申請期限

令和4年4月28日(木)
必着

よくあるご質問は裏面をご確認ください。

よくあるご質問

Q. 誰が給付を受け取ることができますか？（支給対象者）

A. 離婚等（離婚協議中含む）その他これらに準ずる事情※¹によって、現在児童を養育しているものの、一括給付金を受け取っていない方のうち、以下の方が支給の対象となります。

- ① 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者※²になった方
- ② 令和3年9月30日時点では主たる生計維持者でなかったが、令和4年2月28日時点※³において高校生等を主たる生計維持者として養育する方

※1 DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等

※2 令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続きを完了し、申請時点において児童手当の受給者である方

※3 令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は申請時

Q. 申請に必要な書類はありますか？

A. 公務員の方を除き、児童手当の受給者変更を既に行っている場合、申請書、本人確認書類、口座の情報がわかるものみの提出で問題ありません。児童手当の対象とならない児童の養育者の方、公務員の方の場合は、併せて以下の書類の提出が必要となります。

- ① 令和4年2月28日（それ以前に申請する場合は申請日時点）までに離婚等の事実が確認できる書類（例：離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し等）
- ② 申請者の令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書（千葉市以外で令和3年度住民税を課税される方のみ）

Q. 10万円から控除（減額）される対象になっている、元養育者が子供のために費消した額とはどのようなものですか？

A. 元養育者が給付金を基にして、対象児童に対してランドセルや学習机等をプレゼントしたなど、本給付金の受給を契機として新たに子供のために使われた額として申請者が申請時点において認識しているものであり、自己申告に基づくこととなります。

（申請先・お問い合わせ）

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1
千葉市子育て世帯への臨時特別給付金事務局（千葉中央コミュニティセンター1F）

☎ 043-400-2606（受付時間：平日 8:30～17:30）

✉ kodomo.kyufu_2021@c-d-c.jp

千葉市子育て世帯への臨時特別給付金



で検索

時間帯によってはお電話がつながりにくくなっております。

つながらない場合、恐れ入りますがメールでのご連絡をお願いします。

お電話での対応をご希望の場合、事務局からお電話しますのでその旨ご記載ください。

